

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、これを取り消し、平成21年〇月〇日に〇〇病院（以下「本件病院」という。）で発生した、異議申立人の母に係る医療事故（以下「本件事故」という。）に関して、平成22年 5月11日に本件病院が名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）に提出した事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）及び平成23年 7月27日に南保健所が名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）に提出した事故報告書（様式15）（追加報告事項）（以下「追加報告書」という。）を異議申立人の開示請求に係る保有個人情報として特定し、改めて、開示の決定をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 7月28日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件病院が再発防止策として報告したことがわかるもの（23南保企280）（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年 8月11日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月15日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 再発防止策が無ければ、南保健所は再発防止策の対応をしていないことになる。

(2) 南保健所は本件事故後 1年半にわたり、事故報告書の提出を本件病院に催促している以上、本件事故の経過と再発防止策について、口頭の説明だけで報告を受けることは、1年半も監視をしていないことになり、あり得ない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、平成23年 5月31日付け個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対して、本件事故に関して南保健所が保健医療課に報告するために同月13日に作成した事故報告書（様式15）（以下「保健所作成報告書」という。）のうち、別紙 2の一部開示決定を受けた。

さらに、異議申立人は、当該報告書の本文及び別紙 3並びに病院作成報告書の一部開示決定を受けている。

2 上記のような一連の開示請求の経緯及び本件異議申立ての理由における「南保健所は事故後 1年半にわたり、報告書を病院に催促している」との記載から、本件開示請求は、既に一部開示決定を受けた病院作成報告書及び保健所作成報告書以外の文書を請求する趣旨であると解される。

3 しかし、南保健所は本件病院から同年〇月〇日に本件事故について口頭で説明を受けているものの、事故報告書の提出は受けておらず、また、保健所作成報告書以外は作成していないことから、本件請求文書は不存在である。

4 異議申立人は、再発防止策がなければ、南保健所が再発防止策の対応をしていないことになると主張しているが、保健所作成報告書の別紙 3に記載されているとおり、本件病院は、同日に再発防止策を南保健所に説明しており、南保健所は立入検査を実施していることから、再発防止策への対応をしている。

また、異議申立人は、説明だけで報告を受けることはありえないと主張しているが、本件病院が南保健所に事故報告書を提出する義務は法令等に規定されておらず、その提出は任意である。本件事故の場合、本件病院が中間報告として南保健所に提出した病院作成報告書以外の事故報告書は提出されていない。

したがって、異議申立人の主張は事実と異なっており、本件処分を取り消す理由にはならない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件事故について

当審議会の調査によると、本件事故について、次の事実が認められる。

(1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

(2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対し事前に医療安全管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び病院立入検査参考資料（以下「参考資料」という。）を送付し、本件病院は、チェックリストの各調査項目について自己点検を行うとともに、参考資料の調査項目についても記載し、南保健所へ提出した。

南保健所は、本件病院の自己点検結果をもとにチェックリストの各調査項目について確認を行うとともに、参考資料をもとに、本件病院への聞き取り調査、現場確認等を実施した。その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録①」という。）を作成した。

また、南保健所は、本件病院から本件事故に関するメモ（以下「病院作成メモ」という。）を收受した。

(3) 平成22年〇月〇日、南保健所は、平成21年度定例立入検査の結果、不適合には至らないが改善を検討させたい事項（以下「検討要望事項」という。）があったとして、病院立入検査結果通知書（様式 7-2）（以下「結果通知書」という。）にて本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から病院作成報告書を收受し、病院作成メモは廃棄した。

(5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年

度定例立入検査」という。)を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト及び参考資料の各調査項目について、調査及び確認を行うとともに、院内感染対策の重点確認表(以下「重点確認表」という。)の各調査項目についても確認を行った。

また、南保健所職員は、本件病院への指摘事項や本件病院からの聞き取り内容等の記録(以下「本件記録②」という。)を作成した。

(6) 同年12月21日、異議申立人は、南保健所に対して、本件病院が南保健所に提出した異議申立人の母に関する事故報告書(様式15)の個人情報開示請求を行った。

(7) 同月28日、南保健所は、上記(6)の個人情報開示請求に対して、病院作成報告書を特定し、開示決定を行った。

(8) 平成23年〇月〇日、本件病院の職員が、本件事故に関する説明のため、南保健所を来訪した。

その際、南保健所職員は、本件事故当時の本件病院の状況や今後の対策等に関する本件病院からの聞き取り内容の記録(以下「本件記録③」という。)を作成した。

(9) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

(10) 同月〇日、南保健所は、平成22年度定例立入検査の結果、検討要望事項があったとして、結果通知書にて、本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(11) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録(以下「本件記録④」という。)を作成した。

(12) 同年 5月13日、南保健所は、保健医療課に保健所作成報告書を提出した。

(13) 同月31日、異議申立人は、別件開示請求を行った。

- (14) 同年 6月14日、南保健所は、別件開示請求に対して、保健所作成報告書のうち別紙 2を特定し、一部開示決定を行った。
- (15) 同月23日、南保健所は、保健所作成報告書に記載した日付等に誤りがあつたことから、当該誤記部分を訂正した事故報告書（様式15）（以下「訂正報告書」という。）を保健医療課に提出するとともに、同月24日、異議申立人に対して、訂正報告書を送付した。
- (16) 同年 7月27日、南保健所は、同年 4月28日に行った随時立入検査の際に本件病院に確認した事項を記載した追加報告書を保健医療課に提出した。
- (17) 同年 7月28日、異議申立人は、本件開示請求を行った。
- (18) 同年 8月17日、異議申立人は、保健医療課に対して、本件事故に関して南保健所から保健医療課に提出された事故報告書の全ての個人情報開示請求を行った。
- (19) 同月31日、保健医療課は、上記(18)の個人情報開示請求に対して、訂正報告書及び追加報告書を特定し、一部開示決定を行った。
- 3 本件事故に関して本件病院が報告した再発防止策（以下「本件再発防止策」という。）が記載されている事故報告書の有無について
- (1) 名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領で定める事故報告書（様式15）には、医療機関の名称及び所在地、事故の区分、事故の概要並びに保健所の対応・指導等を記載する欄の他に、医療機関による事後の対応、原因究明・防止等の取組みを記載する欄がある。
- (2) 当該様式を用いて作成された病院作成報告書、保健所作成報告書、訂正報告書及び追加報告書の内容を確認したところ、いずれにも本件再発防止策と認められる情報が記載されている。
- (3) しかし、実施機関は、異議申立人は本件開示請求を行った時点で既に病院作成報告書及び保健所作成報告書の一部開示を受けており、当該文書は本件請求文書から除外されると主張していることから、この点について検討する。
- ア 本件開示請求における文書の特定は、本件開示請求に係る保有個人情報

報を特定するために記載された内容に基づいて行うべきものであり、他の個人情報開示請求において異議申立人が既に取得している文書であるとしても、本件請求文書から当然には除外されない。

イ 当審議会の調査によると、本件開示請求の際に請求書に添付されていた文書は、保健所作成報告書の別紙 2であると認められる。

また、訂正報告書は保健所作成報告書の別紙 2について誤記の訂正を行った文書であり、当該訂正部分を除いた部分については、保健所作成報告書と同一の内容であると認められる。

なお、上記 2(15)のとおり、南保健所は、誤記の訂正を行った時点で当該報告書を異議申立人に送付している。

ウ したがって、本件開示請求は、保健所作成報告書及び訂正報告書の内容を基に行われていると認められることから、これらの報告書を本件請求文書から除く趣旨であると認められる。

(4) 上記のことから、本件再発防止策が記載されている事故報告書のうち、保健所作成報告書及び訂正報告書を除く病院作成報告書及び追加報告書が本件請求文書に該当することから、これらを特定することが妥当である。

(5) 次に、病院作成報告書及び追加報告書が条例第20条第 1項各号に該当するか否かを判断する。

ア 病院作成報告書について

a 病院作成報告書には、医療機関の名称及び所在地、事故の区分、事故の概要、医療機関による事後の対応並びに原因究明・防止等の取組みが記載されている。

b 上記 2(7) のとおり、南保健所は、異議申立人が行った個人情報開示請求に対して、病院作成報告書を特定し開示決定を行っている。

c したがって、病院作成報告書の内容は、異議申立人が了知しているものであることから、非開示とすべき情報が含まれているとは認められない。

イ 追加報告書について

a 追加報告書には、医療機関の名称及び所在地、事故の区分、事故の

概要、医療機関による事後の対応並びに原因究明・防止等の取組みが記載されている。

b 上記 2(19)のとおり、保健医療課は、異議申立人が行った個人情報開示請求に対して、訂正報告書及び追加報告書を特定し一部開示決定を行っており、追加報告書には非開示とした部分は含まれていないと認められる。

c したがって、追加報告書の内容は、異議申立人が了知しているものであることから、非開示とすべき情報が含まれているとは認められない。

(6) したがって、病院作成報告書及び追加報告書は、条例第20条第 1項各号のいずれにも該当しないと認められる。

4 事故報告書以外の本件再発防止策を記載した行政文書の有無について

(1) 上記 2で述べたとおり、平成21年度定例立入検査、平成22年度定例立入検査、随時立入検査及び本件病院の職員による南保健所への来訪（以下これらを「本件立入検査等」という。）の際に南保健所が作成又は取得した文書として、チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表、重点確認表及び本件記録①から本件記録④まで（以下これらを「本件記録」という。）が存在することから、以下、これらが本件請求文書に該当するか否かについて検討する。

ア チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表、重点確認表について

(ア) チェックリスト及び重点確認表について内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで、本件再発防止策の記載は確認できなかった。

(イ) 次に、参考資料について内容を確認したところ、病院の人的、物的設備や編成に係る情報が記載されているのみで、本件再発防止策の記載は確認できなかった。

(ウ) また、結果通知書及び医療監視実施結果表について内容を確認したところ、本件病院の設備や防災訓練の実施について、検討要望事項等が記載されているが、本件再発防止策の記載は確認できなかった。

(エ) したがって、チェックリスト、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び重点確認表は、本件請求文書に該当しないと認められる。

イ 本件記録について

(ア) 本件記録は本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであり、その内容を確認したところ、本件記録のうち本件記録③について本件再発防止策の記載が確認できたことから、本件記録③が本件請求文書に該当するか否かを検討する。

a 条例第18条第1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、条例第2条第2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

b 行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(イ) まず、本件記録③が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は取得された文書か否かについて判断する。

本件記録③は、本件病院の職員が南保健所を来訪した際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

(ウ) 次に、本件記録③が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

a 審議会の調査によると、本件記録③は、職員が個人で所有しているノートに記録されており、南保健所において、供覧等の事務処理がなされているとは認められない。

b また、本件記録③の保管状況を確認したところ、個人の備忘録用のノートとして保管されており、当該職員が個人的に管理していたとのことである。

c したがって、本件記録③は、実施機関の職員が組織的に用いるも

のとして、実施機関が管理しているものではないと認められる。

(エ) 以上のことから、本件記録③は、行政文書には該当せず、職員のメモであると認められることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

6 審議会の要望

南保健所は、平成21年度定例立入検査の際に本件病院から本件事故に関する報告を受けてから、保健所作成報告書を作成するまでの間、本件病院に対して再発防止に関する指導等を行ってきたとしている。しかし、この間の本件事故に関する南保健所の対応等の記録については、職員の個人的なメモしか残されておらず、これに関する行政文書は一切作成されていない。

南保健所は、本件病院に対する聞き取り調査や立入調査等を行っているのであるから、これらの各時点で、経緯、対応等を記録し、それを組織として共用すべきものであるが、記録として職員の個人的なメモしか存在しないことは、情報の取扱いとして、妥当であるとは言い難い。

特に、本件の場合、医療監視という医療の質の確保に関わる業務の性質上、医療機関に対しどのような指導等を行ったかは、市民の生命、身体の安全にも関わる重要な情報である。

したがって、医療事故に関する聞き取り調査、現場確認、立入調査、指導等の対応を行った場合には、その都度、行政文書として記録を作成するなど事務取扱いを改善するよう、当審議会として強く要望する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 8月23日	諮問書の受理
8月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
平成24年 7月18日	実施機関の弁明意見書を受理
7月23日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

平成25年12月13日 (第 185回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成27年 1月23日 (第 198回審議会)	調査審議
3月18日 (第 200回審議会)	調査審議
3月31日	答申